

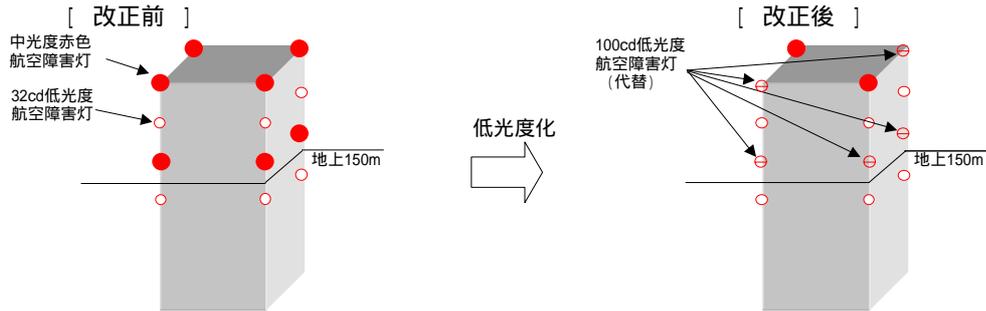
航空障害灯の設置基準の緩和

(1) 個別高層ビルの設置基準の緩和

高さ150m未満のビル： 水平設置間隔の拡大 (例:高さ140m、幅45mを超えるビル)

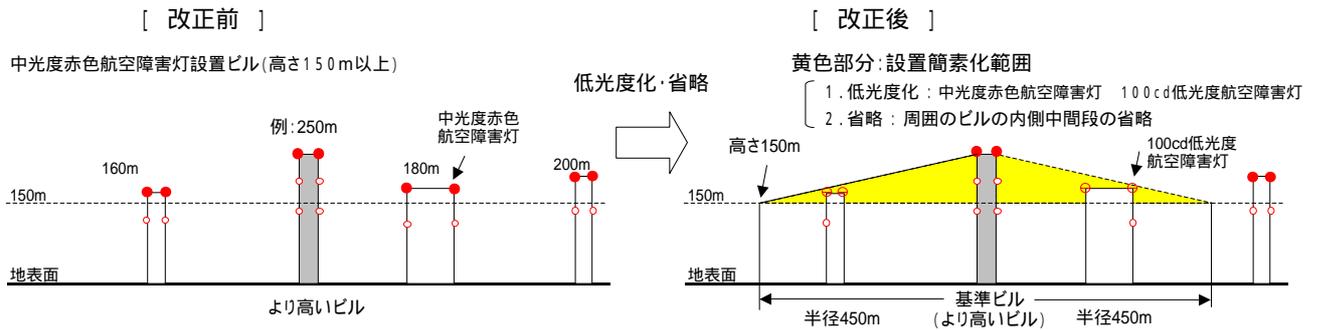


高さ150m以上のビル： 一部低光度化 (例:高さ270m、幅45mを超えるビル)

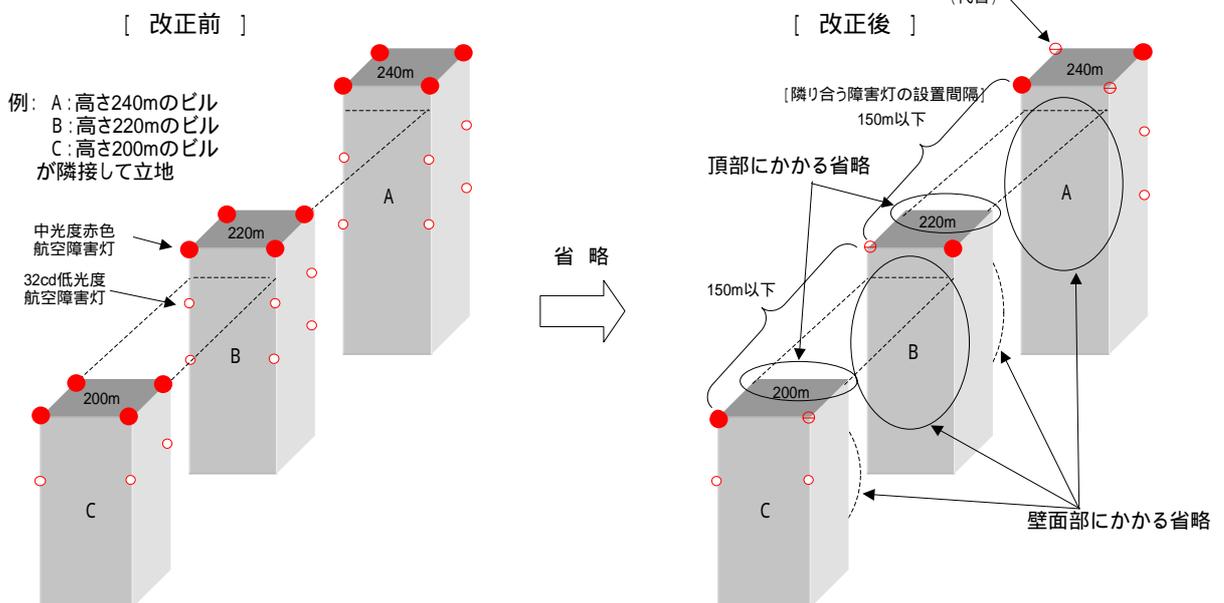


(2) 複数の高層ビルが群立して設置されている場合の設置基準の緩和

複数のビルが450m以内で近接して立地する場合の設置簡素化 (低光度化、省略)



複数のビルが150m以内で隣接して立地する場合の省略



(3) ライトアップ等による代替

例 東京タワー



[新たに規定]

ライトアップ等点灯時における
障害灯の消灯を可能とする

改正の効果

設置個数の削減及び省エネルギー対策

西新宿(14棟)の高層ビル群をモデルとした場合、従来の基準に基づく想定値で、航空障害灯の設置個数約100個が半数の約50個となり、そのうち中光度赤色航空障害灯の設置個数は、約30個が1/3の約10個まで削減可能となるものと想定される。電気料金及び電球の購入費といった維持管理コストは約230万円/年が6割減の約100万円になるものと試算され、これは省エネルギー対策にも寄与することとなる。

夜間の景観の改善

都市部においては、高層ビル等が林立しており、現状の都心の夜景は赤く明滅する光が目立っている状態であるが、これらを改善することとなる。